

3世高福第1140号
令和4年1月20日

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区高齢福祉部長
長岡 光春

まん延防止等重点措置を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

これまで区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、社会的検査の実施をはじめ各種施策に取り組むとともに、国の通知等に基づいて、事業運営にあたり、感染予防対策を徹底していただくよう、FAX情報便や区のホームページを通じてお願いしてまいりました。

この間の感染拡大の状況に鑑み、1月21日から東京都にまん延防止等重点措置が適用されることになりました。区内の介護サービス事業所・施設におかれましては、下記のとおり、引き続き感染防止対策の再徹底等をお願いいたします。

なお、区としても各種対策を講じることにより、必要なサービスの提供体制を維持できるよう、各事業所・施設とともに取り組んでまいります。

記

1 まん延防止等重点措置を踏まえた対応について

感染防止対策を再徹底したうえで、各事業所・施設の運営を継続してください。

2 感染防止対策の再徹底について

各事業所・施設におかれましては、感染防止対策を徹底の上、サービス提供の継続に努めていただいているところですが、改めて以下の内容についてご確認ください。

新型コロナウイルス関連の介護事業所向けの情報については、区のホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」（下記四角囲みの【世田谷区ホームページ】）で周知しております。

この間の感染拡大の状況を踏まえた厚生労働省等からの感染防止対策に関する新たな情報は発出されておりませんが、これまでにご案内させていただきましたガイドライン等の資料や感染対策研修（後述）の動画配信等を改めてご確認の上、職員・利用者の検温、消毒及び換気などの感染防止策の再確認・再徹底をお願いします。

また、感染拡大防止対策として、利用者ごとの担当職員を固定するなど人員配置について配慮する、職員同士の休憩時間や更衣室等での接触を極力避けるなどの取り組みも効果的です。

対策には基本的な知識が大変重要です。職員や施設関係者など多くの方の視聴、活用を図っていただければ幸いです。また、厚生労働省等から新たな情報が発出されましたら随時ホームページに掲載してまいります。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>

3 高齢者入所施設における新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）について

区では、高齢者入所施設等において嘱託医又は巡回接種チームによる3回目接種を令和3年12月23日から開始し、現時点で約150施設の約12,000人分のご予約をいただいております。

既に対象となる施設には、予約窓口や接種券が届いていない場合の接種方法等のマニュアルをご案内しておりますが、予約や接種にあたりご不明な点がございましたら、お気軽に接種サポートデスク（03-6744-6681）までご連絡ください。

引き続き、円滑な接種に向け、ご協力をいただきますようお願いいたします。

4 社会的検査の随時検査（PCR検査）におけるご協力のお願い

別紙「社会的検査の随時検査（PCR検査）におけるご協力のお願い」参照。

5 陽性者が発生した事業所・施設への支援

- 東京都が実施する「サービス提供体制確保事業」等の活用により、消毒・清掃費用や衛生用品の購入費用、職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保のための割増賃金・手当・旅費・宿泊費等、サービス提供体制確保に必要な費用等について補助を行います。また、陽性者が発生し職員が不足した施設・事業所へ応援職員の派遣を行った場合に、応援派遣する職員の割増賃金・手当・旅費・宿泊費等について、職員を派遣した施設・事業所に対して補助を行います。（同一法人内事業所への応援派遣を含む）詳細については東京都ホームページをご確認いただき、申請等の漏れがないようご注意ください。

【東京都ホームページ】サービス提供体制確保事業
<訪問系事業所、通所系事業所、短期入所系事業所、認知症対応型共同生活介護>
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/servicekakuho.html
<介護施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）>
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/servicekakuho.html>

- 「世田谷区高齢者・障害者施設等支援事業」では、陽性者発生時の施設支援金及び職員派遣支援金として、補助を行います。詳細については区ホームページをご確認いただき、申請にあたっては事前相談を行ってください。

【世田谷区ホームページ】令和3年度高齢者・障害者施設等支援事業
[目次から探す](#)⇒[福祉・健康](#)⇒[健康・保健・衛生](#)⇒[健康危機管理](#)⇒[新型コロナウイルス感染症](#)⇒[事業者・労働者向けの情報](#)⇒[融資・支援](#)⇒[令和3年度高齢者・障害者施設等支援事業](#)
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/001/d00190589.html>

6 感染症対策アドバイザーの派遣について

事業所・施設内のクラスター発生予防対策及び業務継続・再開等に係る新型コロナウイルス感染症対策に関し、アドバイザーである医師または感染管理認定看護師から助言を受けることができます（メール、電話での相談も可）。施設等の状況に応じた助言をしておりますので、ご活用ください。

【問合せ先】①特別養護老人ホーム及び介護事業所以外の高齢者施設

高齢福祉課事業担当（運営） 電話 03-5432-2412

②介護保険サービス事業所・施設（①の施設を除く）

介護保険課事業者支援担当 電話 03-5432-2884

7 新型コロナウイルス対策を中心とした感染対策研修のご案内

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、安心して利用者への支援が継続できるよう、福祉サービスに従事する職員として必要な感染対策の正しい知識を学べます。動画配信による研修（申込み不要）で、動画視聴可能期間であれば、事業所や受講者の都合に合わせて受講ができます。

○動画視聴可能期間：令和4年3月31日（木）午後5時まで

○受講方法：上記期間に区ホームページから動画を視聴できます。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ⇒区からのお知らせ（令和4年1月20日付）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>

各 施設・事業所 御中

別 紙

世田谷区保健福祉政策部
保健医療福祉推進課長 小泉 輝嘉**社会的検査の随時検査（PCR検査）におけるご協力のお願い**

日ごろから、社会的検査にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年、7月半ばから8月にかけての感染状況の深刻化において、急増する随時検査申込みに対し、申込みから検体採取、検査結果まで一定の時間を要したことを踏まえまして、9月に施設訪問時間等に関しましてご協力をお願いしたところです。

今般、オミクロン株の市中感染等に対応するため、再度のご協力をいただきたく周知いたします。各施設・事業所様におかれましては、大変恐縮ですが、下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。

記

協力依頼事項

1. 施設訪問時間について

各施設・事業所様のご希望を最優先に日程調整を行いますと、隙間時間が生じてしまい、その結果一日に訪問可能な施設・事業所数が限られてしまう状況が発生するため、**委託事業者から提示する時間に可能な限り合わせていただくとともに、午前最初の枠については9時開始を、夕方最後の枠については17時終了を前提に委託事業者で開始時間を設定させていただきますので、ご了承ください。**

2. 検査実施場所について

施設・事業所へ委託事業者が訪問し、検体採取を実施することを基本としておりますが、移動、準備、片付けなどで多くの時間を要しております。

そこで、**受検予定者数が10名以下の場合、原則区指定の場所にお越しいただき検体を回収させていただきます。**ただし、移動が困難な方がいらっしゃる等、お越しいただくことが困難な場合は日程調整の際にお申し出ください。

3. 検査のキャンセルについて

検査をキャンセルされる場合は、他の施設・事業所様に枠を充てることを可能とするため、**できる限り早急（2営業日前まで）**にご連絡いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

4. 受検者について

新型コロナウイルスは、感染し療養期間を終えたあともウイルスが体内に残るため、感染性が失われているにも関わらず、再度陽性となる恐れがあります。直近に感染されている場合は、療養期間後1か月程度検査の受検をお控えくださいますようお願いいたします。

【担当】

保健福祉政策部

保健医療福祉推進課 検査担当

電話 03-5432-2941